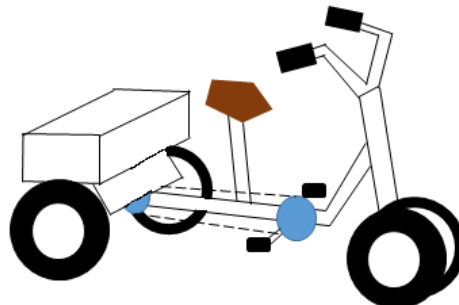


四輪の自転車の歩道通行が可能となりました

四輪の自転車は歩道を通行することができませんでしたが、道路交通法の改正に伴い、道路交通法施行規則に定められた基準を満たした四輪の自転車（普通自転車）については、通行できるようになりました。

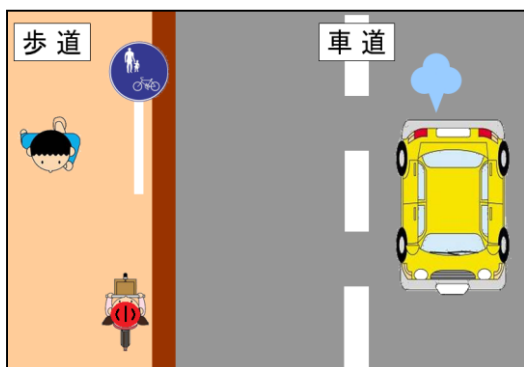
- 歩道を通行できるのは、
 - ・ 歩道通行可を示す標識がある時



- ・ 運転者が13歳未満・70歳以上の時
 - ・ 安全を確保するため歩道を通行することがやむを得ないと認められる時
- です。

道路交通法施行規則（第9条の2の2）に定める基準

- ・ 四輪以下の自転車
- ・ 長さ 190cm 以下
- ・ 幅 60cm 以下
- ・ 側車をつけていない
- ・ 運転席が一つで、それ以外の乗車装置がない
- ・ ブレーキが、走行中簡単に操作できる位置にある
- ・ 歩行者に危害を及ぼすおそれのある鋭利な突出部がない

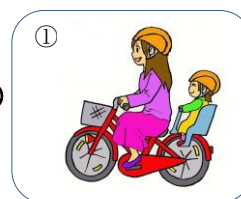


- 歩道を通行する際は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行して進行しなければなりません。

乗車人員と積載物の重量の制限（山口県内）

- 乗車定員は1人です。運転者が16歳以上であれば

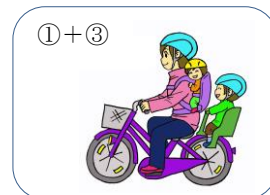
- ① 幼児用座席に幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）1人を乗車させること



- ② 幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2席の幼児用座席を設けるために必要な特別な構造又は装置を有する自転車）の幼児用座席に幼児（小学校就学の始期に達するまでの者）2人を乗車させること



- ③ 4歳未満の幼児を背負い、ひも等で確実に緊縛して運転すること（前記2に掲げる場合を除く）ができます。



- 積載物の重量は30キログラムまでです。